

平成 28 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 28 年 8 月 9 日（火）午後 2 時 00 分～4 時 00 分

○会 場：白山会館 1 階 芙蓉の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、宇治委員、本間委員、多賀委員、島崎会長、関委員、高岡委員 計 13 名（欠席委員：熊谷委員、上路委員 計 2 名）
- ・ オブザーバー：山賀新潟市障がい者地域自立支援協議会会長
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

○傍聴者：2 名

## 1. 開 会

（司 会）

ただいまから平成 28 年度第 1 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日お忙しい中、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、議事録を作成いたします。テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。また、委員の皆様がご発言なさる際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をしてご発言をお願いいたします。

会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日、大変多数の種類資料がございます。恐れ入ります。はじめに、事前にお送りさせていただいたものといたしまして、本日の次第、それから資料の番号が振ってあるものが何種類かあります。資料 1、資料 2、資料 4、資料 5-1、資料 5-2、資料 6、参考資料として、参考資料 1、これは冊子になっています。参考資料 2、こちらも冊子になっております。さらに参考資料 3-1、参考資料 3-2、続いて参考資料 4、参考資料 5 までを事前にお送りさせていただいております。さらに、本机上配付したのものとして、資料の番号が振ってありますものが 2 種類、資料 3 と参考資料 6 になります。それから雇用失業情勢等の概要というカラーの資料。さらに、相模原の事件の関係の団体声明文が 2 種類。そして本日の出席者名簿、座席表、この審議会に対する意見提出票。以上の資料を本日、追加で配布しております。こちら、おそろいでしょうか。

## 2. 福祉部長挨拶

(司 会)

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつを申し上げます。

(福祉部長)

皆様、こんにちは。福祉部長の佐藤でございます。本日は、暑い中、委員の皆様にご会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。それから日ごろ皆様にはこの施策審議会のほかにもさまざまな場面で市の行政にご協力いただき、感謝申し上げる次第でございます。

本年度1回目の施策審議会ということなのですが、まず、このことに触れざるをえないと思っております。先月、相模原市でありました、津久井やまゆり園の殺傷事件ということでございます。亡くなられました19人の方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

新潟市では、この事件を受けまして、まず、その日のうちにやまゆり園と同様の施設10か所に、まず、電話で緊急に連絡を申し上げた次第でございます。その後、その日のうちに障がい関係の施設350か所に文書で注意喚起といたしますか、そういったことをさせていただきました。その後、その10か所の状況につきまして、夜間の状況、防犯の状況、この辺をアンケート調査させていただきました。この結果につきましては市でまとめまして、障がい関係の施設への説明、研修といった形で活用させていただき、情報共有、今後どのような対応が必要なのか。未だこの事件の全容が解明されたわけではございませんので、その辺の状況を把握しつつ、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

このことを受けまして、市報にいがた8月21日号でこれらの対応も含め、それからこの4月から施行されております当市の条例、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例、この辺の状況といったものを含めまして、市報に掲載し、市民及び関係の方々に周知していこうと考えております。

条例の状況ですが、4月に施行されまして、それ以前より市としては積極的な広報をやっているということでございますが、まだまだ一般市民への周知はそれほど十分ではないという認識でおります。このため、皆様からも、特に今年度、イベントとか研修会とかそういった機会がございましたら、積極的に声をかけていただければ、我々も出向いて説明していこうと考えております。それから条例のほうでは、条例の推進会議、それから調整委員会を設けることになっております。周知状況等については議題の中でまた詳しく説明させていただきたいと思っております。この条例、ご存じのとおりこの施策審議会からの提言がきっかけで作られた条例ということもございますので、皆様方からもしっかりと、この条例の行方、活用状況をチェックいただき、よりよい運用になるようにご助言いただければと考えておりますので、ひとつよろ

しくお願いいたします。

それでは、本日、また活発なご討議をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、今年度から関委員の後任として当審議会の委員に就任されました、ハローワーク所長の布施委員をご紹介します。布施委員、恐れ入りますが、一言ごあいさつをお願いいたします。

(布施委員)

皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、ハローワークの布施と申します。この4月の異動で新潟労働局総務部から着任いたしました。

まず、日ごろよりハローワークの業務運営に当たりまして、皆様方から暖かなご理解、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。また、今後ともどうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、本日の委員の出席状況ですが、委員15名のうち熊谷委員、上路委員から欠席のご連絡をいただいておりますが、13名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告させていただきます。また、今回、オブザーバーとして新潟市障がい者地域自立支援協議会の山賀会長に参加いただいております。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局ですが、昨年より顔ぶれが変わっております。こちらの照会につきましては、配付の名簿及び座席表にてご確認いただきたいと思います。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3. 議 事

(島崎会長)

皆様、こんにちは。今年度第1回の審議会ということで、どうぞよろしくお願いいたします。次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

本日、午後2時から4時までお時間をいただいております。議事につきましては(1)と(2)を事務局から一括でご説明いただきまして、質疑応答と併せて45分程度を予定しております。

また、4の報告事業につきましては、条例の周知について30分程度、それから(2)のハローワーク新潟における取組みについてを15分程度、残りの時間で(3)についてご説明いただきご意見をいただくということで、予定をしております。終了時刻が4時となっておりますので、どうぞご協力のほどお願いいたします。

#### 議事(1) 第3次新潟市障がい者計画の達成状況について

#### 議事(2) 第4期新潟市障がい福祉計画数値目標達成状況等について

(島崎会長)

それでは、早速議事に入らせていただきます。議事の(1)、第3次障がい者計画の達成状況について、それから議事の(2)、第4期新潟市障がい福祉計画数値目標達成状況等について、事前に資料をお送りしておりますし、お読みいただいていることと思いますので、事務局から簡単にご説明いただき、また、意見交換していきたいと思います。事務局からよろしく願いいたします。

(事務局)

皆さん、こんにちは。この4月に着任いたしました、障がい福祉課長の田中でございます。今日はよろしく願いいたします。

私からも一言なのですが、先ほど部長からのあいさつにもありましたように、相模原市でとても痛ましい事件がございましたので、それにつきまして、亡くなられた方への哀悼の意を表するとともに、負傷された方の1日も早い回復をお祈り申し上げたいと思います。

早速ですが、議事の(1)新潟市第3次障がい者計画の達成状況について、ご説明いたします。

お手元に配付してあります資料1をご覧ください。網掛けの部分を中心にして障がい福祉課、こころの健康センター、学校支援課より関係する部分についてご説明いたします。私からは、障がい福祉課に係る主な平成27年度の実績についてご説明いたします。1ページ目の1、地域生活の支援(1)相談支援体制の充実について、右の欄、平成27年度の取組実績の内、1行目から2行目になります。平成27年4月に市内4か所に設置した基幹相談支援センターにおいて、障がいのある人やその家族に対し各種情報を提供するとともに、適切な支援を行いました。このページの9行目になりますけれども、基幹相談支援センター事業についてですが、平成27年度の相談件数は2万5,272件、うち障がい児に係る相談件数は4,078件でございました。なお、平成28年度につきましては相談員2名を増員いたしまして、共生のまちづくり条例に係る差別相談に対応してございます。

次に、2ページ目をご覧ください。網掛けしてある部分の三つ目の段落になりますけれども、

強度行動障がいについては適切な支援を行うことができる事業所を増やすために、市内の事業所職員を対象に新潟県が主催する強度行動障害支援者養成研修の受講に係る費用の助成を行いました。また、より実践力をつけてもらうことを目的といたしまして、独自に新潟市強度行動障がい者（児）支援実地研修を開催いたしました。なお、平成28年度につきましては、支援者の育成を目的に居宅介護、放課後等デイサービス事業所の職員を対象といたしました研修カリキュラムを新たに設けて進めてございます。

次に、ページ飛びますが、4ページでございます。（2）在宅サービスの充実について。平成27年度より人工鼻を日常生活用具の給付品目を含め、在宅の障がいのある人のサービス向上を図りました。

またページを飛びますが、6ページでございます。（4）サービス基盤の充実について。入所施設待機者の解消に向け、平成27年度はグループホーム2棟の創設及び1棟の改修等に対し補助を行いました。平成28年度はグループホーム8棟、定員56人分などの整備を進めていく予定になってございます。また、同じページの網掛け部分の中ほどになりますけれども、グループホーム整備の促進策といたしまして、土地、建物賃借料に係る費用をはじめとした各種経費の補助を行いました。また、そのすぐ下になりますけれども、本市の課題であります入所待機者の解消に向け、待機者の実態把握調査を行いました。その内容につきましては、昨年度の第2回施策審議会、10月21日に開催したものですけれども、そのところで説明したとおりでございます。

またページ飛びますが、8ページをご覧いただきたいと思います。（6）スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援について。知的障がい者のスポーツトレーニングの成果を発表する場であるスペシャルオリンピックスの開催支援を行いました。大会は延べ4,100人に及ぶボランティアのサポートにより運営されましたが、市といたしましても積極的にボランティアを募りまして、職員から延べ約100人の参加がありました。また、市役所正面のカウンタダウンボードの活用によるPRや、関連ドキュメンタリー映画「Believe」の上映会を開催するなどして機運を高めたところでございます。

ページを飛びまして10ページでございます。2、保健・医療・福祉の充実（1）障がいの予防と早期の気づき・早期の支援について。障がい児に対する相談対応のため、基幹相談支援センターに障がい児支援コーディネーターを4名配置いたしました。次に、下の網掛け部分になりますけれども、ひしのみ園と幼児ことばところの相談センターを統合いたしまして、本市の中核的な療育支援機関として相談支援、早期療育、地域支援などを行う児童発達支援センターこころんを設置いたしました。

またページを飛びまして、15ページでございます。4、雇用促進と就労支援（1）雇用促進

と一般就労の支援について。新潟市障がい者就業支援センターこあサポートにおきまして、就職を希望する障がい者の相談から就職後の定着支援まで一貫した伴走型の支援を行いました。その結果といたしまして、登録者 596 名の内 151 名が一般企業等へ就職につながったということでございます。今後の課題といたしましては、定着支援のあり方を見直すとともに、行政でしかできない支援策を検討していきたいと考えております。

16 ページでございます。農福連携の取り組みですが、労働力不足の農家と障がい福祉施設をマッチングする障がい者あぐりサポートセンターを運営するとともに、障がい福祉施設へ農作業を委託した農家に対し助成を行い、農家と障がい者の相互理解を進めました。農家の皆様からは、障がい者が十分戦力になっていただけることを実感していただくことができました。今後はさらに農林水産部と連携し、12 次産業化による働く場の拡大を図り、雇用に結びつけたいと考えております。

ページを飛びまして 19 ページでございます。6、障がいを理由とした差別の解消および権利擁護の推進（1）障がいを理由とした差別の解消の推進ですが、新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例を平成 27 年 10 月 1 日に公布しました。この条例の周知に係る取り組みといたしましては、まちなか障がい福祉フェスや健康福祉まつりなどさまざまなイベントで行いましたが、より詳しいお話につきましては、後ほどの報告事項でご説明させていただきます。

次の 20 ページでございます。障がいを理由とした差別について情報共有を図るとともに、その解消に向けた協議提案を行う新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会を内閣府のモデル事業として開催いたしました。その他の取り組みといたしましては、対応要領の作成ですとか対応指針の作成をしたところでございます。

次に、同じページの中ほどになりますけれども、（2）権利擁護の推進では、条例で規定する差別の相談窓口となる基幹相談支援センターの相談員の研修を行いました。同様の条例を施行している千葉県の差別専門の元相談員を講師として招きまして、実際の相談支援について理解を深めました。

障がい福祉課からの説明は以上でございます。

（こころの健康センター）

こころの健康センターの福島でございます。こころの健康センターが担当する部分の説明をさせていただきます。

資料の 1 ページにお戻りください。1 ページの地域生活の支援（1）相談支援体制の充実の網掛けの部分になります。3 行目になりますが、こころの健康センターでは、精神に障がいのある人やその家族などを対象として、精神疾患やストレス等によるさまざまな不安、不適應に

関する医師による精神保健福祉相談、思春期青年期相談をはじめ精神保健福祉相談員などさまざまな専門職による面接、電話相談を実施しています。この内、面接につきましては、就労等の理由で月曜から金曜の平日に相談できない方を対象といたしまして、新潟県臨床心理士会に委託しまして、土曜日に臨床心理士によるうつ・ストレス相談を行いました。件数についてはお手元の資料をご覧ください。

次に、2ページをご覧ください。2ページの上のほうの③の網掛け部分になります。高次脳機能障がいに関しての相談支援となります。高次脳機能障がいに関する基礎知識の普及ですとか関係者の支援ネットワーク構築を目的としまして、高次脳機能障がい支援従事者研修会を実施いたしました。昨年度は学校教育現場における高次脳機能障がい児の支援がテーマでございまして、医療機関、教育機関、障がい福祉サービス事業所、行政機関の高次脳機能障がい児支援に従事する関係者が参加いたしました。併せて、新潟県精神保健福祉センターに設置されています高次脳機能障害相談支援センターや関係機関とともに高次脳機能障がい児者の支援体制について検討いたしました。また、こころの健康センターは高次脳機能障がいに関する支援拠点となっております、14件の相談を行いました。

次に、3ページをご覧ください。⑤ひきこもりに関する支援となります。長期間自宅に引きこもっています方の社会参加を目指して、新潟市ひきこもり相談支援センターにおきまして、電話、面談、メール等の相談支援を行いまして、昨年度はひきこもりが解消し、就労や進学など進路決定された方が9名、医療機関などの機関に紹介された方が47名でした。相談件数等はご覧いただければと思いますが、この中で、訪問件数が延べ288件と、訪問による相談が大分多いというところが特徴となっております。

続きまして、ページが飛びますが6ページをご覧ください。(4) サービス基盤の充実の①の一番下の行になりますが、精神障がいのある人が地域で自立して暮らしていくために、精神障がい者地域生活支援施設いこいの家が市内3か所にございまして、その運営費の補助を行いました。いこいの家では、決まったプログラムはございませんが、家庭的で自由な雰囲気の中でおしゃべりをしたり休息をしたり食事を作ったりし、年齢や症状によって障がい福祉サービスにつながりにくい方の社会参加の場となっております。

続きまして、7ページをそのままご覧ください。(5) 地域生活を支える人づくりの①になります。すみません、網掛けがございませんが、精神障がい者のデイケアを市内医療機関10か所、市でも1か所実施しております。

次に、同じページの②をご覧ください。精神保健福祉ボランティアですが、ボランティア育成を目的に、南区におきまして精神保健福祉ボランティア講座を開催しまして、精神科医による講義と、当事者やボランティアによる体験発表並びに地域にある障がい福祉サービス事業所

での施設見学や交流会が行われました。

続きまして、今のところの3行目になりますが、新潟県精神保健福祉協会新潟支部と市の共催として、毎年2回、精神保健福祉に関する知識の普及を目的としたさまざまなテーマによる市民講座を実施しております。平成27年度は自殺予防対策といたしまして、子ども若者支援をテーマとして自殺の危険性の高い人への対応や専門機関へのつなぎなど、高度な知識と技術をもって対応できるゲートキーパーを養成することを目的とした研修会と、地域が子どもを育てるをテーマとした記念講演会を開催いたしました。このほか、精神保健福祉研修会といたしまして、精神保健福祉業務に従事する行政機関、医療機関、障がい福祉サービス事業所の職員を対象に、基礎研修と専門研修を開催しました。基礎研修を2回と専門研修を2回でございますが、基礎研修では経験年数がおおむね3年未満の人を対象としまして、精神疾患の基礎知識でありますとか相談の基礎に関する研修を行いました。専門研修では、昨年度は発達障がいと薬物依存をテーマとして研修を行いました。

続きまして、大分飛びますが、12ページをご覧ください。12ページの①は再掲になりますので、省略したいと思います。②の自殺対策についてですが、本市の自殺率は内閣府の自殺死亡統計によりますと、政令指定都市で最も悪かった平成21年度をピークに減少はしておりますが、まだまだ全国平均よりも高い状況がございますので、自殺未遂者対策としまして、自殺未遂者は再企図に至る率が高いという研究もございますので、未遂者の再企図を防ぐために専門相談員を3名配置しまして、市内の大学病院や市民病院の救急救命センターや消防、警察、市の生活保護担当部署と連携しまして、ご本人あるいはご家族等に対して電話や訪問等による支援を行っております。これにつきましても訪問相談が中心ということで、アウトリーチ中心の支援を行っております。平成28年度に関しては引き続きこの再企図防止に取り組むとともに、新たに大学生などを対象とした若年層向けのゲートキーパー養成研修会を実施したいと考えております。

次に、③医療に関するところになります。新たな長期入院を生まない体制づくりといたしまして、関係職員の人材育成と関係機関のネットワーク構築を目的としまして、医療機関、行政機関、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、新たに昨年度からは訪問看護ステーションを対象としまして、精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会を実施しています。昨年度は、連絡会の内容としまして、市内の精神科病院ですとか障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等をバスで回る社会資源見学ツアーですとか研修会、また、市内の10の精神科病院の精神保健福祉士との情報交換会を実施して、ネットワークの構築に努めました。平成28年度からは新たにピアサポーターによる普及啓発事業に取り組んでいきます。これは精神障がいのある方が支援者、地域住民等に向けて自ら病気や障がい、生きづらさ等の体験を語ることに

よる普及啓発でございます。また、精神科救急医療体制に関しては新潟県と共同になりますが、県内の精神科病院の輪番制による救急体制を確保しております。そのほか、救急隊等の連絡を受けて行う精神科救急情報センターと、一般市民の皆さんの電話相談を受け付けます精神医療相談窓口を開設いたしまして、円滑な受診体制の確保に努めております。

次に 13 ページになりますが、依存症になります。アルコールや薬物の依存について知識を高めて、適切な援助法の習得を目的としまして、アルコール・薬物依存の家族教室を開催しております。また、家族教室終了後のフォローアップを目的として、家族の交流会を開催して、9 家族 11 人の参加がありました。

こころの健康センターからは以上となります。

(学校支援課)

それでは、学校支援課にかかわる達成状況についてご説明いたします。

14 ページをお開きください。(2) 学校教育の充実の網掛けの一つ目の部分でございますが、特別支援教育のニーズの高まりに対応するために、特別支援学級や通級移動教室の整備に努めてまいりました。特別支援学級は小学校 108 校中 100 校 214 学級整備されております。利用数は 1,027 人の子どもたちが特別支援学級で学んでおります。中学校は 56 校中 55 校、107 学級設置してございます。中学生で利用している人数は 430 人が特別支援学級で学んでおります。また、発達障がいの通級指導教室を全区に設置いたしました。発達障がい、言語、難聴と通級指導教室全 22 教室が新潟市立の学校に設置されておまして、373 人の児童生徒が通級指導教室で学んでおります。

続きまして、15 ページの網掛けの一つ目をご覧ください。新しく小学校に入学する保護者の方を対象に就学ガイダンスと相談会を行っております。その際、保護者に入学支援ファイルの作成を働きかけ、就学のための支援のツールとして活用を図っています。平成 27 年度は小学校新入生 331 人が学校に提出しております。保護者、学校からの声を聞きますと、入学後の支援に役立てることができている。特に保護者の願いが具体的に分かること、得意なことや苦手なことを事前に把握できることで早めに有効な支援を受けやすい。それから保護者のニーズだけでなく、関係機関の情報も入学支援ファイルに網羅されていて、児童理解に役立っている。個別の教育支援計画、指導計画を作成する際にも必要な情報を得ることができて、非常に役立っている。特に通常の学級に対する子どもの情報は貴重だと感じているなどの、提出された学校や、あるいは提出した保護者の声が聞かれます。

次に、ずっと飛びまして 21 ページをご覧ください。(4) 福祉教育の推進ということで、小中学校においては特別支援学級および市内特別支援学校児童生徒の交流及び共同学習に取り組んできました。特別支援学校では校区内にある小中学生との居住地校交流、要は特別支援学校で

学んでいるのですが、住所のある居住地の小中学校へ学習に行くという居住地校交流に取り組んでおります。東特別支援学校では7人、西特別支援学校では6人、それぞれの学校の子どもが2回から3回、居住地の学校へ行って通常の子どもたちと交流を深めている実態があります。

最後に、その下の福祉の副読本を各学校に配置しております。今日もお手元に配られていますが、だれもが心豊かに暮らせるまちづくりです。昨年度までが福祉のこころを育むという副読本でしたが、だれもが心豊かに暮らせるまちづくりということで、これまではいろいろ仲間の一人としてということで、障がいのある人たちの暮らしを中心に副読本に載せられていましたが、この改訂によって、まず、障がいの基本的な理解という部分で、障がい理解やあるいはスペシャルオリンピックス、それからともに働くという部分で就労の部分や非常に幅広い内容が書かれております。この副読本を小学校、中学校で道徳の時間やあるいは総合的な学習の時間でこれを参考に使っております。

(事務局)

続きまして、議事の(2)第4期新潟市障がい福祉計画数値目標達成状況等についてご説明させていただきます。

資料2の1ページをご覧ください。1、福祉施設の入所者の地域生活への移行(1)目標値及び(2)実績についてでございますが、平成25年度末の施設入所者数627人の内22パーセントの139人を平成29年度末までに地域移行していただくことを数値目標としているところでございますけれども、平成27年度の実績は13人ございました。地域移行がなかなか進まなかった原因の一つとしては、地域以降の受け皿となるグループホーム、特に重度の障がい者を受け入れるグループホームの整備が進まなかったことなどが考えられると思っております。そこで、重度障がい者のグループホームの整備促進を図るために、平成27年度には入所施設敷地内のグループホーム設置を可能とする条例改正をしたところでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。2、地域生活支援拠点の整備(1)目標及び(2)実績についてでございますが、平成29年度末までに整備することが目標となっておりますけれども、平成27年度は整備に至っておりません。今後の整備に向けて、地域の実情や課題に応じたどのような機能をどれだけ整備していくかにつきまして、自立支援協議会などの場で検討していきたいと思っております。

次に、3、福祉施設から一般就労への移行(1)目標値及び(2)実績についてでございますが、平成24年度の一般就労移行者数61人の2倍以上である123人を平成29年度の目標に掲げてございますが、平成27年度の実績は116人ございました。平成26年度と比較して9人の減となったところでございます。今後につきましては、福祉施設がより職業準備性を高められるように、施設職員を対象とした研修会を実施していきたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。4、就労移行支援事業の利用者数（1）目標値及び（2）実績についてでございますが、平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数164人に対して62パーセントの増加、265人を平成29年度末までに利用者とする数値目標を掲げているところですが、平成27年度の実績は174人ございました。平成26年度と比較して17人減となっております。理由といたしましては、就労移行支援事業以外の選択肢、例えば、就労継続支援A型事業所や新潟市障がい者就業支援センターこあサポートなどの就労支援機関の利用者が増えたことなどがあると考えております。今後につきましては、企業での就労訓練をはじめとする就労移行支援事業のメリットにつきまして、利用者や相談機関などへ周知をさらに図ってまいりたいと思っております。

続きまして、4ページをご覧ください。5、就労移行率の3割以上の事業所の割合（1）目標値及び（2）実績についてでございますが、平成29年度末におきまして、就労移行支援事業所26か所の内、就労移行率3割以上の事業所の割合が50パーセントになることを目標に掲げてございます。平成27年度の実績といたしましては、就労支援事業所21か所に対しまして移行率3割以上の事業所が12か所で割合としましては57.1パーセントとなって目標を大きく上回っているところでございます。

以上で資料2の説明を終わります。

なお、本日配付いたしました資料3につきましては、各事業におけるサービス見込み量に対する平成27年実績を掲載してございますので、お時間のあるときに見ていただけたらと思います。

（島崎会長）

ありがとうございました。今、事務局から障がい福祉課、こころの健康センター、それから学校支援課からそれぞれ関係のところをご説明いただきました。何かお聞きになりたいこと、ご意見をいただければと存じます。それぞれ障がい者計画の達成状況、障がい福祉計画の数値目標の達成状況ということですが、この審議会の役割としまして、施策がニーズに合ったものとして、より効果的に実施されているかどうかを検証をしていくことがあります。必要ところは改善を、あるいはよいと思われるところは継続、あるいはさらに拡大していくという方向も含めた、施策についての意見、提案等を議論できればと考えておりますので、委員の皆様におかれましては、ぜひ、そういう観点でご質問、ご意見いただければと思います。特に平成27年度の実績を中心に、28年度あるいは29年度目標値に向けて今後どうしていくかという課題にも触れていたと思います。それぞれの関係の委員の皆様、いかがでしょうか。

（松永委員）

松永です。

今日の資料をいただいたときには書いてあったのですけれども、ご説明がなかったのですけれども、災害時のことで、実は、4月に熊本地震があったときの視覚障がい者の救援の人たちが出たあとの報告書が先般出ました。それを見ると、要援護を希望している名簿があったわけですけれども、それだけでは対応がうまくできなかったということで、要援護を希望されている以外の、障がい者手帳ですとか、私たち視覚障がい者の立場から言うと、点字図書館ですとか障がい者団体あるいは盲学校の名簿と併せた中から現状を探っていたという事例が発表されていました。新潟市の場合、ここの災害時のということで、6月と12月という部分があるという整備されていると思うのですけれども、今回、熊本では救援部隊が行きました。視覚障がい者のリハビリテーションをやっている歩行訓練士ですとか生活訓練の専門の方々が動いたわけですけれども、この部隊は二十何年前の神戸の地震、それから十何年前の新潟県中越地震、それから先般の東日本大震災にもこの方々が動いたわけです。

今回、熊本に行って出てきた話は、以前からも要援護の名簿だけでは災害時にはなかなか対応できないという話があったわけですけれども、熊本の場合を見たときに、全部データが紙ベースであったために、それを地元の人が、当然、同じ災害を受けているわけですから地元の人たちはみんな救援できるわけがないので、県外から来た方々に、どこにどういった人たちが住んでいる名簿をあげたときに、紙ベースだったためになかなか対応できなかったというのがありました。新潟ではそういう要援護を希望されている方々の状況はどうなっているか、各地域の民生委員等をお願いしてあるとは思っているのですけれども、実際に災害が起きては困るわけですけれども、そうなったときに名簿等をすぐ提出して救援の方々に出していただけるのか。あるいは、実際の詳しい、日ごろから障がい者の状況を把握してあるのかどうか。

それで、今回、私たち視覚障がい者の立場でいうと、一番役に立つ人というのは同講演後のガイドヘルパーの方々だという話がありました。というのは、日ごろから活動の中でどこに障がい者がいてどういう活動範囲がある、それぞれの障がいの状況も分かっていますので、その人たちに安否状態等を確認するのに役に立ったという話があるわけですけれども、現在の新潟市の要援護の名簿の状況を教えていただければと思います。

(事務局)

管理係の高橋と申します。今年度も引き続きよろしくお願ひいたします。

要援護者の把握につきましては所管が異なりまして、防災課で把握しているのですけれども、私どももかかわっております、新潟市の名簿の管理体制としては、やはり個人情報が大きく壁として立ちだかっているという状態はどこの市町村も恐らく同じでございますが、民生委員には紙の情報が行き渡っております。また、データでも管理しております、それは庁内でデータ管理もしておりますので、いざというときにはそこからデータを抽出して、他市町村か

ら来られた方に提供することはできると思うのですが、やはりその場合も個人情報をどのように扱うかという問題はあると思います。したがって、今のところまだ問題解決までは至っていない状況でございますが、今後、熊本で起こったことの検証などを含めて、要援護者をどのように把握して情報を活用していくかを私どもから担当の防災課に働きかけてまいりたいと思いますし、検討は続けさせていただきたいと考えております。

(松永委員)

個人情報は大変なことなのですが、いざというときのそれをどこまで明らかにしていただくかが災害時には非常に大事だと思いますので、あらかじめ、いざというときの対応は考えていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(島崎会長)

熊本地震を検証して、今後、新潟市としてどう取組んでいくか。個人情報については~~ずっと~~以前から繰り返し言われていて、しかし、それで本当にいいのかどうかということも課題としてありますので、ぜひ、また担当部署を中心に取組んで、この場でも議題として必要であればかけていただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

では、私から一つお聞きしてよろしいですか。田中課長から資料2で障がい福祉計画の数値目標達成状況の中でお話がありました。2ページ目の地域生活支援拠点の整備について、自立支援協議会と協議しながら具体的にどういう形で整備するか、取組んでいきたいというご説明がありました。この辺のところは、山賀会長も今日はご出席いただいておりますが、具体的に地域生活支援拠点の整備についてどの辺りまで、市としての取組み、方向性が見える形になっているのか、少しお聞かせいただければと思います。

(事務局)

介護給付係の山田と申します。昨年に引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

地域生活支援拠点については、全国的に平成29年の計画までに整備という目標を掲げている状況でございますが、形態は、多機能拠点型という新たに整備するようなタイプのものと、既存の社会資源を活用する面的整備型という二通りの整備の手法がございます。また、新潟市においても、今、既存施設を活用する面的にするのか多機能拠点型にするのか、それに伴いまして整備の対象になるグループホームであったり短期入所、相談機能というところがございますので、そこを全体的にどのように、あと、どこの地区に整備していくのがいいのかを含めて、今年度の検討に取組んでまいりたいと考えている状況でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。

山賀会長から、このことについてご説明やご意見がございましたらお願いします。

(山賀オブザーバー)

説明ということではないですけども、やはりこういう拠点づくりというのは社会福祉法人の事業として積極的に取り組んできているところも見られるのですが、最近では安全面での対策ということで、消防法との関連とかいろいろ難しい問題もあって、きちんとしたそういうところの確認を取りながらやれる社会福祉法人でないと、そんなに簡単にグループホームがほしいとかということではなかなか進まないだろうということは、印象としては持っています。あと、入所施設からの移行ということなので、やはり介護の部分もきちんとケアできるような力というスキル、体制が作れないと、入所施設からの移行というのはなかなか難しいということが一面としてはあると思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。随時審議会にも情報提供していただきながら、一緒に作っていただけたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

では、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。お気づきのところがありましたら、また関連のところでご発言いただく、あるいは審議会に対する意見等について、直接、あるいはペーパー等でいただければと思っております。計画として、このメンバーで作らせていただいたものですので、順調に推進されるということで取組まれていくことと存じますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 4. 報告事項

##### 報告事項（1）共生のまちづくり条例に係る周知状況等について

(島崎会長)

次は報告事項ということですが、報告事項の（1）、共生のまちづくり条例に係る周知状況等について、これも事前に資料を送らせていただいておりますので、事務局から簡潔に説明いただき、またご質問、ご意見等、委員の皆様からお出しいただければと思ひます。

(事務局)

では、私から、報告事項（1）共生のまちづくり条例にかかる周知状況等についてご説明いたします。配付しています資料4をご覧ください。

まず、1. 条例・新潟市職員対応要領の周知実績でございますけれども、（1）市職員を対象に所属長研修や新任職員研修、主任保育士研修、中学校教頭会などで条例の研修を行ってきま

した。4月から合計で22回でございます。また、全職員を対象にしました研修を12月3日から9日までの障害者週間に行う予定としてございます。

次に、(2) 障がい当事者団体・支援団体等を対象としまして、江南特別支援学校保護者説明会や民生委員障がい者福祉部会研修、柏委員の所属されていますいがた温もりの会研修会などで条例の概要についてご説明したところでございます。4月から合わせますと合計18回でございます。

次に(3) 福祉事業所等を対象にした研修でございますけれども、愛宕福祉会障がい者部門や中央福祉会の職員研修会で条例の概要についてご説明いたしました。4月から8回でございます。

2ページでございますが、(4) その他の研修です。各区の自立支援協議会や中学校での周知啓発、社会福祉協議会の職員研修などで周知啓発を行いました。合計24回でございます。

次に(5) その他イベント等でのチラシの配布についてでございます。世界自閉症啓発デーである4月2日に万代シティや古町、食育・花育センターで条例に係る街頭キャンペーンを行いました。街頭キャンペーンにつきましては、佐藤委員の新潟市身体障害者福祉協会連合会や熊倉委員の新潟地区手をつなぐ育成会、丸山委員のいがた・オーティズムなどのご協力をいただきながら、障がい当事者の方々にご参加いただき、チラシの配布を行ったところでございます。また、今年の12月4日には、イオンモール新潟南で開催を予定しております障がいフェスにおきましても、当事者の方々と一緒にチラシを配付する予定としてございます。

併せて、市民の条例認知度を測るアンケート調査も行っていきたいと考えております。

次に、2. 条例推進会議・調整委員会の準備状況について説明ですけれども、そこに記載してあります「の準備状況」と「説明」という文言を削除していただきまして、「2. 条例推進会議・調整委員会について」に修正をお願いしたいと思います。

(1) 条例推進会議についてでございますが、設置根拠は共生のまちづくり条例第8条に位置づけられました市の附属機関といたしまして、条例を施行した4月1日に設置したところでございます。会の目的としましては、障がい等を理由にした差別事例について情報共有すること。障がい等を理由とした差別解消に向けた協議提案を行うことを目的としてございます。委員の構成につきましては、この資料の2枚目にある別紙1を見ていただくとおりでございますけれども、原則的には平成27年度に内閣府のモデル事業として設置いたしました新潟市障害者差別解消支援地域協議会の在り方検討会の委員の方をベースに、引き続き委員に就任していただけるような形でお願いしてございます。

次に、(2) 調整委員会についてでございますが、設置根拠は共生のまちづくり条例第16条に位置づけられました市の附属機関として、こちらは紛争解決機関として4月1日に設置した

ところでございます。会の目的としましては、市長の諮問に応じ、差別に係る事項を調査、審議すること。助言又はあっせんの必要性について建議することを目的としてでございます。委員の構成につきましては、3枚目にある別紙2のとおりでございます。なお、この調整委員会につきまして、差別を受けた場合などの一連の流れの中での調整委員会の役割につきましては、参考資料の4、パンフレットを皆さんのところにお付けしてございますけれども、カラー刷りの条例のパンフレットでございますけれども、こちらの6ページに相談機関、助言あっせん、調整委員会、勧告・公表までの仕組みということで図示してございます。今日は時間がありませんが、あとでこのページを見ていただきたいと思います。

資料4に戻りまして、最後に、3. これまでに寄せられた差別相談といたしまして、これまでに18件の相談が寄せられています。その内の主な相談事例として掲載してございます。事例1と2につきましては、全盲の視覚障がい者の代筆の申し出に関する事例でございます。内容については、後ほどよく見ていただきたいと思います。続きまして、事例3でございますが、職員採用試験における視覚障がい者への合理的配慮の提供についての事例でございます。事例4は、体育施設における車いす利用者についての事例でございます。事例5は正当な理由があるということでショートステイの理由が断られたときの事例でございます。事例6は車いす席数の記載についての事例でございます。事例7はワンマンカー車両のアナウンス設備について、環境整備としての取組みとしての事例でございます。最後、事例9とありますけれども、これは数字が飛びまして9ではなくて8の誤りでございますので、8に修正をお願いしたいと思います。こちらについては県立学校の寄宿舎のルールについての事例でございます。県立学校ということですので、条例そのものについては対象外という扱いになります。

(島崎会長)

ありがとうございます。

共生のまちづくり条例に係る周知状況等についてご説明いただきました。何かご質問、ご意見等ございませんか。条例推進会議の委員あるいは調整委員会の委員でいらっしゃる方々もこの審議会の委員でいらっしゃるわけですが、何かご意見やご説明があればお願いしたいと思います。

具体的に、条例推進会議及び調整委員会というのは平成28年度には開催されているのでしょうか。

(事務局)

今年度につきましてはまだ開催しておりませんが、予定としては12月に開催する予定でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。調整委員会というのは、その都度必要であれば、先ほどの図に従って委員会を開くということですが、該当事例、差別に関するものは今のところはないのでしょうか。

(事務局)

調整委員会について、まだ開くような事例はございません。調整委員会につきましても案件があるごとに開くのですけれども、今回は初年度ということもありまして、1回、まずは開いてみたいと思っております。

(島崎会長)

今年度開催するということですね。

委員の皆様、いかがでしょうか。

佐藤委員、何かございませんか。前の会議のときに、7月くらいに会員のほうに周知されるというプログラムをお持ちということもお話しされていましたが、特にございませんか。

では、宇治委員、お願いします。

(宇治委員)

宇治です。

条例に係る周知ということで、皆さんしていただいていると思うのですが、うちの施設でも家族だったり、利用している方には新しいこういう条例ができたということは説明させてもらったのですが、そもそも障がいの理解がされているのかどうかということで、もう少しその部分も、条例の周知も必要かと思うのですが、そもそもの障がいそれぞれの理解をしていただかないといけないと思うのです。その部分をもう少し大事にしていただけたらと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。会のはじめにお話があった相模原の事件においても、本当に障がいへの理解といいますか、一人一人の共感やそういう部分をもっと社会の中で必要なのではないかとわれております。宇治委員のご意見がまさにそういうところにつながる部分だと思いますし、8月21日の市報に一つ出されるということですが、今後継続的に機会を直接、間接に作っていくことが必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

ほかにご意見はございますか。

先へ進めさせていただきたいと思います。またご意見等ございましたらいただければと思います。

## 報告事項（2）ハローワーク新潟における障がい者雇用の取組みについて

(島崎会長)

報告事項2に移りたいと思います。ハローワーク新潟における障がい者雇用の取組みについて、ハローワーク所長の布施委員からご説明いただいて、質疑応答ということでさせていただきたいと思います。先ほど、計画の達成状況ですとか推進状況等のところで、新潟市における障がいのある人たちの雇用就労の状況あるいは就労支援の状況等ご説明がありました。今回、特に市のみならず県内ということも含まれる部分がありますけれども、障がいのある人たちの雇用就労の具体的な取組みについて、少し情報提供いただいて、共有しつつ、また、それぞれのお立場のところでかかわっていく、市としても取組んでいくというところにつなげることができればということがありましたので、今日、布施委員に資料提供とご説明いただくということで、お願いしたいと思います。15分くらいで、非常に時間がタイトで恐縮ですが、よろしく願いいたします。

(布施委員)

私から報告事項(2)を説明させていただきます。まずもって、本日は貴重な時間に報告の時間を設けていただきまして、本当にありがとうございます。

資料5を使わせてもらいますが、その前に、本日、机上配付させていただきました一般の状況について少し報告させていただきます。

雇用失業情勢等の概要をご覧いただきたいと思います。これは一般窓口での一般の状況ということで、新潟所の6月の有効求人倍率につきましては、1.44倍という状況でございます。有効求人倍率はどういうことかという、裏面をご覧ください。左上に説明を書かせてもらいました。「一人の求職者に何人分の求人があるか」という指数です。①にございます、6月については新潟所は1.44倍で、新潟県においては1.33倍、全国は1.37倍ということで、ついでに新潟所は県及び全国より高い数値になっているという状況です。この倍率が高くなるということは、求職者にとっては非常に有利になります。逆に人材を求めている事業主には少し不利、いわゆる売り手市場になりつつあるという状況でございます。

次に、②の求人の状況でございますが、求人については、このところ増加の傾向にあり、一方、③求職の状況については減少傾向で推移しているところです。

そういう状況の中で、左下の④就職の欄をご覧ください。4、5、6月と非常に就職が伸び悩んでいるといいますか、前年より大きく減少しているという、これが私どもハローワークでも一番の課題ということでございます。

一般がこういう状況の中で、障がい者の状況はどうかということで、資料の5-1をご覧ください。1ページ目でございます。ハローワーク新潟の障がい者の雇用状況、雇用率の関係でございます。ハローワーク新潟は新潟市のうち秋葉区、南区、西蒲区を除く5区を管轄しているということで、これから説明させていただく数字等は、その3区を除く新潟

所管内の状況ということをご理解いただきたいと思います。平成 27 年度の障がい者の雇用状況につきましては、左上の表ですが、雇用率は 1.72 パーセントということで、新潟県が 1.85、全国が 1.88 ですので、県及び全国平均より障がい者の雇用率においては遅れている、低い状況だということでございます。その下の表は推移でございます。平成 24 年度以降につきましては、上がっては来ているのですが、なかなか県平均を上回らない状況だということでございます。その下の達成割合につきましても、43.8 パーセントということで、半分以上の企業で未達成の状況であるという状態になっております。

右下になります。平成 27 年度障害者雇用率達成に向けた主な取組としましては、先進企業への見学会を実施しました。また、ワークショップを実施したこと、また、11 月には障害者雇用促進フォーラムを実施しました。次の指導会は、延べ 51 社 58 人から参加いただきました。それと、事業所訪問指導が延べ 526 件実施。なお、この中には「地域振興局」や「らいふあつぷ」からもご協力いただきながら、訪問指導を行ったという状況です。そのほか、障がい者との同行による見学会を延べ 11 回、48 人参加いただいたということでございます。雇用状況については以上です。

次のページは障がい者の就職状況でございます。平成 27 年度の就職件数・新規求職者数は前年度からさらに増加している状況です。特に、就職件数については 427 件ということで、4 年連続過去最高値を更新したところです。これらもみな関係機関の皆さんからご支援いただいたものということで、非常に感謝しております。

3 ページでございますが、新規求職者の 10 年前との比較でございます。平成 27 年度においては、全数で新規求職者については 869 件の新規の求職があったこと。10 年前に比べて倍増という状況です。その中で、身体障がい者については数字の上では横ばいの中で、精神障がい者については 401 件ということで、10 年前に比べて 8 倍に増えているということです。また、知的障がい者については倍増弱という状況になっております。精神の増加が尋常ではないという状況です。

次に、就職状況になります。就職状況につきましては、求職にほぼ比例した動きとなっている状況です。

次に、5 ページになります。その就職状況の 427 人の内訳でございます。(1) 種類別でいいますと、身体については 126 人の内訳が以下のとおりでございます。②知的は 86 人、③精神 137 人。すみません、先ほどの 4 ページで精神が 195 人となっているのですが、ここでの精神 137 人は数字の取り方の違いといいますか、④の発達 63 人の内、前の 4 ページでは、58 人を「精神」に、残り 5 人を「その他」に計上しております。5 ページの⑤の難病については 15 人です。それに④の 5 人分を足したのが 4 ページの「その他」の 20 人ということで、ご理解い

ただきたいと思います。以下、男女別の比率はご覧のとおりでございます。年齢もご覧のとおりです。(4)雇用形態におきましては、パートが7割を占めている状態です。(5)民間・公的機関等の別の内訳では、民間で8割強、また、就労継続支援A型に15%ということでございます。市内に13施設ほどA型施設があるとお聞きしておりますが、そちらに64人という状況でございます。(6)就労支援機関等との連携による就職件数については154人、36%でございます。(7)障がい者対象求人への就職割合については、求人いただいて7割強の取り扱いがあったということです。(8)開示・非開示ですけれども、私たちが紹介するに当たって人権の問題もでございます。開示・非開示は、本人の同意を得てのことです。全体では開示をした上での紹介が8割を超えている状況ですが、非開示が12%あること。この多くは精神障がい者という状況でございます。

次に、精神障がい者の状況については6ページに記載させていただきました。右下の(7)データからみた特徴につきましては、精神障がい者については30代、40代の男性の就職割合が多いということと、先ほど申しましたとおり、非開示の割合が非常に高い状況です。それとA型への就職割合も高いというのが精神障がい者の状況ということでご理解いただければと思います。

次に、7ページです。発達障がい者の状況になります。右の(6)データから見た特徴でございます。発達については20代男性の割合が多いということです。全体では56人の内、発達が24人を占めているということと、あとは就労支援機関との連携による就職の割合が多いこと。私たちハローワークだけではどうにもならないというか、関係機関の協力を得ての就職が非常に高いということです。職種別では事務職、あるいは就労支援A型、製造業への就職割合が高いという状況でございます。

次に、8ページでございます。これはこれまでのハローワーク、関係機関と連携いただきながら実施した合同面接会の開催状況でございます。例年、9月と2月の年2回開催しております。参加状況についてはご覧のとおりです。平成27年度は平成26年度より少し減少したところ です。

次に、9ページでございます。障害者職業紹介状況です。これは平成28年度に入りましてからの状況ということで、すみません、ここでは時系列で比較ができないものですから、資料5-2をご覧いただきたいと思います。4、5、6月、第1四半期の状況でございます。上側に求職、就職の状況を示させていただきました。新規求職の状況でございますが、前年同期に比べて13.9%増加になっているということと、知的の増加が大きいということでございます。また、その他の増加も大きく、その他については、このところいわゆる難病障がい者の増加が目立っていること。この3か月の状況の比較になりますけれども、そういう状況でございます。就職

状況につきましては、前年同期比で 3.4%の増加となっています。身体と精神での増加が大きいということで、特に身体の増加がこの3か月では大きかったということでございます。右下の、現在の有効求職の状況ですが、6月末現在の有効求職者数が789人ございます。その内訳ですけれども、精神障がい者の占める割合が42%ということで、身体障がい者を上回る状況です。あとは、身体障がい者においては中高年の割合が7割弱。また、重度の割合が5割弱という状況です。今年度の状況は以上でございます。

また資料5-1に戻っていただきまして、10ページに入ります。ここからは就職促進や雇用率引き上げのためのポイントについて、障がい者の支援に当たっての基本的留意点ということで、概念的なものを図にしたものです。これについては、関係機関との連絡会議でご説明申し上げて協力いただいている資料なので、この資料説明は割愛させていただきます。

次に、11ページになります。先ほどもご報告させていただきましたが、ハローワークのみではなかなか就職が進みません。関係機関と連携したチーム支援でこういう対策を図っているということで、チーム支援の概要でございます。ハローワークと就労支援機関、福祉施設機関等がチームを結成して、就職から職場定着まで一貫した支援を行っておりますということでございます。左側にあります福祉施設等の皆様、それと就労支援の皆様、こういった方々とチームを組んで就労支援計画を作成し、連携した支援を実施しております。離職防止のためにもフォローアップは必要不可欠だということでございますし、また、平成27年度の実績としましては、支援対象者360人で就職者数267人、就職率74%という実績を上げさせていただいたということでございます。

次に、12ページになります。新潟県の雇用促進のプロジェクトチームの今後とありますが、現在までの取組みも含めます。プロジェクトチームにつきましては、当初、平成22年12月に設置されました。それが、雇用率が平成25年でしたか、新潟局が「ブービー」となり、これではいけないということで、県、市、皆さんから協力をいただきながら、現在のプロジェクトチームに改編しまして、「平成28年6月1日現在の実雇用率を全国平均を上回る」ということを目標に掲げて取組んできたということでございます。後段にあります、今後の主な取組みですけれども、平成28年6月1日現在、全国を上回らなければ、さらなる推進をしていかなければならないと思っているところです。取組みの①、②、③の詳細については、次の13ページが①になります。ハローワークが重点指導対象に選定した企業の内、50%が雇用率を達成するように指導・啓発を強化していくということにつきまして、以下に各機関の支援メニューがありますが、必要と思われる関係機関の支援制度を選択して、効果的な指導、支援を行っていくということでございます。ここでも新潟市からの支援も掲載させていただいております。

次のページが②の取組み状況でございます。説明は割愛させていただきます。

次の15ページは精神障がい者でございます。企業の理解を促進するという事で、研修会を実施していくという事でございます。

こういったご覧の取組みをしているという事で、①から③を整理したものが次の16ページでございます。4番目以降が現在、あるいは今後取組むものとしまして、未達成企業を対象とした集団指導会を開催すること。例年、年明けの1月～2月に実施しておりますが、今年度もその予定で計画しております。5番目の特別支援学校卒業予定者を対象としたプロジェクトチーム、チーム支援による就職促進につきましても、日々行っている状況です。6番目の就労支援セミナーの開催は11月14日を計画しております。また、7番目の先進企業、特別支援学校等への見学会の開催につきましては、7月5日に実施いたしました。そのほか、個別に実施しております。最後に8番目、職場実習、職場体験先の開拓につきましては、当ハローワークでも支援学校の生徒を中心に、夏休み期間中に受け入れを実施しておりますし、また、企業へも協力をお願いしている状況です。

最後、17ページになります。これは平成28年度の新規事業でございます。精神科医療機関とハローワークの連携モデル事業ということで、目的が書いてありますが、平成30年4月から、精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象へ追加されることを踏まえまして、精神障がい者の就労支援策を充実・強化する必要があるということで、就労支援プログラム等を実施する医療機関と連携したモデル事業を実施し、当該医療機関との信頼関係を構築するとともに、地域の他の医療機関に関してもハローワークでの取組み状況について普及啓発を図り、医療機関との連携を推進するという事です。2の実施体制がございしますが、今回、当所と6の医療機関で協定書を締結いたしました。医療機関からは、いわゆる支援対象者の送り込みをしていただく。それに対して、就労支援チームを組みまして、ハローワーク及び関係機関と連携を図って行うこととしております。事業内容につきましては、以下、①から④の支援を実施していくこととしております。

最後、18ページは説明を割愛させていただきますが、平成30年度から雇用率の算定が変わるということと、算定の説明をつけさせてもらいました。

非常に雑ばくな説明で恐縮ですが、ご報告とお礼を含めまして、私からの説明は以上です。

(島崎会長)

ありがとうございました。障がいのある人たちの雇用、就労の推進、それから就労の定着支援に向けた取組みが今後一層必要になるということで、委員の皆様におかれましても、そちらの事業に取組んでおられるというところもあって、ご質問あるいはご意見というところもおありかと思うのですが、時間の都合上、今回、布施委員から今年度委員になっていただいておりますので、ぜひ、ネットワークを含めて作って、チームとしての取組みも含めてつな

って、いい方向を出していければと思っておりますので、布施委員にもお願いしたいと思えます。さらに、委員の皆さまも、そういうところで、ぜひ、今日のご報告を参考にいただければと思っております。

### 報告事項（3）新潟市における地域包括ケアシステムの現状について

（島崎会長）

次に、報告事項の三つ目です。新潟市における地域包括ケアシステムの現状について、地域包括ケア推進課の小野課長からご説明いただいて、その後、質疑応答とさせていただきたいと思えます。これにつきましては、私のほうでも、今日、配付資料としてお願いしたのですが、参考資料5としまして、厚生労働省からの資料ですが、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現ということで、すでに地域包括ケアといった場合には、高齢者だけではなくて、子どもから障がいのある人たち、すべてインクルーシブという視点で、地域社会において包括的に一人一人が地域で生き生きと安心・安全で暮らしていくことができるようにということで、推進される方向になっているわけです。それで、今後、子どもから高齢者、障がい者、すべての人がという視点で、新潟市がどのように取組んでいけばいいのかといいますか、考えていけばいいのかということで、審議会でも今後議論していく必要があるのではないかと考えます。それで、新潟市において、すでに地域包括ケアシステムが推進される、さまざまな事業が展開されておりますので、それをお聞きし、そこでどのように一体的にやっていくことができるのだろうか、大事なのだろうかということを考えていく一助にさせていただければと思ひまして、小野課長からご説明いただくことにいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

（地域包括ケア推進課）

地域包括ケア推進課の小野です。3月までは障がい福祉課で大変お世話になりました。

私からは、地域包括ケアの背景ですとか制度の内容、それから新潟市の取組みについて説明させていただきたいと思ひます。

お手元の資料にもありますが、人口ピラミッドの推移を2ページにわたって、1950年から10年ごとに示してあります。緑色が14歳まで、青が15歳から64歳、オレンジが65歳から74歳、赤が75歳以上となっています。1950年のピラミッドを見ていただきますと、まさにピラミッドの形になっております。左が男性で右が女性の人数となっています。だんだんピラミッド型が子どもが少なくなっていく中で、2000年を見ていただきますと、飛び出ている団塊の世代が50代になっています。非常に子どもが減少してきています。団塊の世代にもう一つ山がありますが、これがいわゆる団塊の世代のお子さんたち、団塊ジュニアといわれる部分の山になります。これが次のページを見ていただきますと、2010年には団塊の世代の方が60代、さら

に少子化が進んでいます。2020年には団塊の世代が70代です。高齢者を統計的に分けるときに、65歳から74歳を前期高齢者、75歳以上を後期高齢者といっておりますが、その75歳以上になると特に介護リスクが高くなるということです。団塊の世代がすべて75歳以上になるのが2025年になりますが、これを2025年問題と報道ではよくいっております。

具体的にはどういうことかといいますと、次のスライドになりますが、1965年には65歳以上一人に対して20歳から64歳の方が9.1人でした。それが2012年には2.4人になり、さらに2050年には1.2人に対して一人ということになります。ここから明らかに分かることは、またあとでも説明させていただきますが、65歳といっても元気ですので、こちらにいる元気な方はできるだけ分母のほうに回ってもらうということが非常に大事になってきます。それから今もだんだん生じてきていますが、人材不足が生じてくるということが明らかになっております。

次のスライドが、新潟市の将来推計人口です。2010年までは実績値になりますが、これが2025年になると人口が約76万人、約5万2,000人減少するという予想です。また、15歳から64歳までの生産年齢人口は7万4,000人ほど減るだろうと。一方、65歳以上の高齢者は23万1,000人に増加し、高齢化率は30パーセントを超える見込みです。緑が高齢者、赤が生産年齢人口です。65歳以上の高齢者が増加し、生産年齢人口が減少していくことが見て取れます。

次のスライドですが、ただ高齢者が増加するというだけでなく、これを見ていただきますと、高齢者の単身世帯の伸びです。1995年と2010年の国勢調査の比較では、高齢者の人口は1.6倍なのですが、図のように単身世帯は2.3倍となっております。また、ここには示していませんが、高齢者のみの夫婦世帯も2.4倍となっています。この色でいいますと、青が前期高齢者、赤が後期高齢者ですが、特に介護リスクが高くなる75歳以上の後期高齢者が増加していることが分かります。

次のスライドですが、後期高齢者が増加することで認知症の高齢者が大幅に増加すると推計されています。2015年には全国で345万人と推計されていますが、2025年には470万人と36パーセントほど増加するだろうといわれています。そこに軽度の認知症を含めれば、高齢者の5人に一人が認知症の何らかの症状を有していると推定されておりまして、新潟市内においても、現在、2万7,000人が認知症であると推計されていますが、2025年には6,000人増加し、3万3,000人ほどになると推計されています。近年、精神保健福祉手帳の取得者が大幅に増加している原因の一つにも認知症の増加が上げられております。

次の表です。新潟市の健康寿命です。これは65歳以上の地点から何年寿命があるかという表になっています。左が男性、右が女性です。赤い部分が健康でない期間です。新潟市においては男性も女性も平均寿命は全国平均に比べて長いのですが、健康な期間が全国平均よりも低くなっていて、健康でない期間が長くなっています。これは日常生活動作が自立している期間を

健康でない期間、自立していない期間を健康でない期間としておりますが、ここからは介護予防がいかに大事かということが読み取れると思います。

次の表です。これは介護保険の介護給付費と保険料の推移です。介護保険が2000年にスタートした当時、全国での給付は3.6兆円だったのですが、わずか15年後の2015年には10兆円を超えて、さらに2025年には21兆円になる推計です。また、新潟市の保険料もスタート時点では3,000円程度だったものが、このまま行けば2025年には月額9,000円になるだろうと推計されております。全国平均に比べて高いのは、比較的サービスが充実していたり、特別養護老人ホームの前倒し整備などにより全国平均よりも介護保険料が高くなっているという状況です。

このような背景のある中で、次に、地域包括ケアシステムが目指すものです。12ページのスライドになりますが、背景としましては、高齢者人口の増大、そして団塊の世代が後期高齢者になること。それから人口増もそうなのですが、単身世帯、夫婦のみ世帯が非常に増加していること。それから認知症高齢者が増大していること。家族のあり方や地域社会が変容しているということで、医療・介護ニーズはどんどん大きくなっておりませんが、人口減少社会においては今と同じような人材の確保は現実的に難しくなります。その中で目指す方向性として、下の部分になりますが、入院しても早期の在宅復帰、社会復帰。それから在宅医療体制の充実。医療と介護の連携。それから多様な主体によるサービスの提供。専門職以外の方のサービス提供。それから介護予防の強化が地域包括ケアシステムの背景となっております。

次に、担い手の確保についてです。赤で点線の部分を見ていただきますと、このままだと2025年には全国で37万人の介護職員不足、新潟県内においても約5,000人の介護職員が足りないことになるだろうと推計されています。今後は、早期離職されている女性、障がい者、高齢者など、新たな人材の裾野を広げ、専門職はより専門性を高めてもらって重度、中度の方を対象としたケアに回ってもらい、比較的軽い人は地域や、先ほど言いました裾野を広げた障がい者や高齢者から支えてもらうというシステムを作っていくという大転換になります。

14ページになります。これが地域包括ケアシステムの完成図です。医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に住み慣れた地域で確保される体制を地域包括ケアシステムとっております。繰り返しになりますが、医療や介護は主に専門職がやっていく形になりますが、重、中度の要介護者へのケアに集中し、図の下のほうに赤囲みになっていますが、生活支援・介護予防の部分については、今度は市町村の裁量により実施することになりますが、住民の皆様が主体となって取り組むことが重要になってくるわけです。老人クラブや自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体による提供が必要だということになります。そして、繰り返しになりますが、障がい者も65歳以上の高齢者の元気な方も担い手になっていただかなければならないということです。

次の15ページの表ですが、高齢者が生活していくうえで、植木鉢に例えられています。一番下に本人・家族の選択と心構えというのがあり、自宅と施設ということもありますが、住まいがしっかりしている中で、栄養のある土として生活支援・福祉サービス、いろいろな地元サービス、支援サービスがある中で、専門職による医療・看護、介護・リハビリ等があるというのが望まれる、目指すべき姿ということになります。そして、サービスも自助、互助、共助、公助ということで、互助という部分はボランティアなどの仕組みによる地域住民による支え合いが重要だということになっています。特に都市部におきましては、意識的に互助の強化を進めていかないと、なかなか期待ができないといわれております。

次に16ページですが、これが介護保険制度の主な改正ということになっています。赤囲みの部分を見ていただきますと、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実、その中の④になりますが、生活支援サービスの充実・強化というのがいろいろな実施主体による地域の支え合いの仕組みも含まれております。

それから重点化・効率化の中で、介護予防を市町村が取組んで多様な主体によって提供してくださいということになっております。

具体的には、次のページになりますが、現在、要支援1、2の方については、介護予防給付として介護保険から他と同様に給付がされていたのですが、その中で、訪問介護と通所介護、いわゆるホームヘルプとデイサービスについては市町村の事業として行ってくださいというように改正されます。そのスタートが、来年度からとなります。

次のページを見ていただきますと、訪問介護の部分ですが、これは様態に応じて既存の事業所による身体介護・生活援助、生活支援。これは身体介護が伴う場合は現行の事業所にやっていただきましょうということ。それから生活支援だけであればNPO、民間等による掃除洗濯等の生活サービス。ボランティアによるごみ出し等も、今度はシステムとして組んでいきましょうという改正になります。そうすることによって、赤囲みの部分ですが、支援する側とされる側という画一的な関係ではなくて、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持していきましょうということです。

そしてもう一つ、次のページになりますが、新しい総合事業は地域づくりだともいわれています。これまで、専門職によるサービスを受けることによって友人や隣人との関係が希薄になってしまうということも指摘されています。今回の地域で支える仕組みということの中では、地域での生活は専門職では支えられないということで、専門職に加えて地域社会での環境を継続するというのも今度の新しい事業が目指す地域づくりになってきます。当然、地域の中には若い人も子どもも障がい者もいるわけですから、それらが皆地域づくりの対象になってくるということです。

次のスライドですが、今ほど説明しましたように、地域によって生活支援のサービスをやっ  
てきますということ。それから高齢者が社会参加してサービスの担い手になってください、そ  
れは介護予防にもつながりますということです。重なった部分を見ていただきますと、生活支  
援の担い手として社会参加することで、支援する側から自然とされる側に移行できるのではな  
いかというシステムになります。

そのバックアップとして、市町村を核とした支援体制の充実・強化ということで、協議体の  
設置と生活支援コーディネーターの配置があります。

次のページを見ていただきますと、協議体は新潟市では支え合いのしくみづくり会議、生活  
支援コーディネーターを支え合いのしくみづくり推進員という名前にしております。これは各  
区に一つずつ、それから、今、生活圏域を27に分けておりますが、その27の圏域にそれぞれ  
協議体とコーディネーターを配置しようということになっております。現在、各区の協議体と  
コーディネーターが選出されておりますが、これから徐々に、今年度中に27圏域すべてにおい  
て協議体とコーディネーターを配置していくことになります。

協議体は何をやるかということですが、次のスライドを見ていただきますと、協議体  
の役割としましては、協議体が地域で活動しているさまざまな個人や団体の集合体で、自分た  
ちの地域をどのような地域にしていきたいのか。そのためには何が足りなくてどのようなこと  
をすればいいかということ当事者目線で考えていただく組織です。そして、その生活支援コ  
ーディネーターは協議体の力を借りながら足りないサービスを生み出していく。例えば、ごみ  
出しについては中学生の力を借りようとか、あの人に頼めば何かやってくれるのではないかと  
いう形で、地域での支え合いの仕組みを作っていくための協議体、それからコーディネーター  
ということになります。

こういう制度改正の中で具体的に、今、新潟市がどのような取組みをしているかについて説  
明させていただきます。まず、重要なのは、医療と介護の連携ということで、各区に、これは  
衛生部のほうで担当しておりますが、在宅医療介護ステーションを各区に設置してございまして、  
医療と介護の連携を強めております。主な事業としましては、一般市民からではなくて、医療  
機関、介護関係の方からの相談の受け付け、それから地域包括支援センターや、あとで説明し  
ますが、在宅医療ネットワーク等と連携して顔の見える関係づくりをサポートしているとい  
うことです。なかなか医療機関や介護からの相談というのはイメージがわからないかもしれませ  
んが、どのような相談が来ているかということ、ドクターから地域包括支援センターとはどのよ  
うなことをするところですかという質問があったり、病院のケースワーカーから、近々退院す  
るのだけれども、その人の退院する近所に往診に応じてくれる医師はいないかとか、看取りが可  
能な在宅、往診してくれる医師はいないかというような問い合わせや相談があります。

そしてもう一つ、在宅医療ネットワークの推進ということで、次のページになりますが、介護と医療の関係者だけで地域で集まって顔の見える関係づくりをどんどん進めております。まだ少し空白地帯はあるのですけれども、ほぼネットワークができております。それぞれの立場で、自分たちがどういう仕事をしているかとか、顔を合わせながらお互いの業務内容の紹介をしたり、もしくはケースによって検討を行ったりしております。

次のページに在宅医療ネットワークの一覧を掲載しておりますので、またあとでご覧いただければと思います。

在宅医療の連携という部分ではこのような進め方をしていますが、地域の支え合いづくりという部分では、27 ページになりますが、新潟市の大きな強みとしまして、地域の茶の間が400か所以上あります。これは河田瑛子さんが創設して、社会性のある茶の間という意味で新潟市をスタートとして、今現在は全国的な広がりを見せております。この茶の間をベースに高い市民力、地域力をより進めていくというのが大きな方針になっております。そして、今、スライドに映っておりますのが、地域包括ケア推進モデルハウス、実家の茶の間紫竹になります。ここで河田さんにモデルハウスをやっていただくことによってノウハウを開示していただき、また、市民の皆様にも広げていくために、目に見える、体験いただける拠点施設として平成26年に開設したものです。これは居場所的なものなのですけれども、ここで知り合いになることでいろいろなことの波及が起こっております。ここは参加費が300円なのですが、それを6枚つづりで1,500円で購入することができるのですが、実家の手としても使えるということで、例えば、男性の一人暮らしの方がそこでズボンのほつれなどを直してもらいたいというニーズがあって、そこに参加している女性の方が直してくれたら参加券1回300円分のチケットを渡すことでお互いの助け合いを行っていくというものです。月1回、市の保健師もいて健康相談などもやっております。ここでは、子どもたち、もちろん障がいのある方、高齢の方も元気な方から要介護の方までが集まってきて、それぞれ和気あいあいとしながら時間を過ごしているのですが、先ほど言いましたように、茶の間の外でも助け合いが自然と生まれてきているということです。

次のスライドになりますが、これらのモデルハウスの、交流する場ということでひきこもりの防止、見守りだけではなくて、社会参加を促す。それからここでは役割を自らが見いだして、例えば、庭掃除をしたりちょっとした壊れたものを直したりということで、自らの役割を見いだしている。それからそれぞれ多くの人たちと学べるなどのいろんな効果があって、これは地域づくりに非常に効果があるだろうと新潟市では考えております。今年度は、このモデルハウスを各区に1個ずつ作っていくこととしており、現在、秋葉区に新たにオープンしたところです。

次のスライドですが、繰り返しになりますけれども、地域の茶の間をベースに支え合い活動を推進していこう。それから高齢者だけではなくて、小さな共生社会ということで、子ども、若者、障がいの有無などを問わず、すべての市民を対象に助け合いの仕組みを作っていきます。できれば空き家や公共施設等も有効活用しながら進めていこうというのが、今現在の市の方針でございます。

そして、新しい地域づくりに向けて、最後になりますが「困ったときは、助けて！」と言える自分をつくろう。「困ったときは、助けて！」と言い合える地域をつくろう。みんな、お互いさまなのだからと。これは河田珪子さんのさわやか福祉財団「さあ、言おう 4月号」に掲載された文章ですが、これがまさに新潟市が目指す地域像です。今後、こういうことが言えるような社会をつくっていこうということで、住民の方々の自主性が大事になってきますので、住民の方々と協力しながらこの制度を進めていくというのが現状でございます。

(島崎会長)

ありがとうございます。スライド資料で具体的にご説明いただきました。

地域包括ケアシステムとはどういうことか、新潟市ではそれにどう取り組んでいるか。それがどのような目指す地域をつくっていくことになるのかをご説明いただいたと思います。具体的に、この地域包括ケアシステムが子どもの場合はどういう状況なのだろうか、障がいのある人の場合はどうなのだろうかということを、この地域包括ケアシステム、高齢者ということで作られているわけですが、それを子どもや若者や障がいのある人それぞれがどう地域の中で多くの人たちとつながりあいながら豊かに暮らしていけるかということ、改めて、それぞれ考えていくということが大事だという方向になっております。障がいのある人たちの場合においては、先ほど宇治委員からもありましたけれども、障がい理解をどう進めていって、地域移行をどう推進していくかということにもこの地域包括ケアシステムが深化していくことによって実現されていくのではないかとということが、国ベースでも言われてきているということで、今後、市としても取り組んでいく必要があるのではないかとということで、ご参照いただければと思います。

小野課長、これは子どもや障がいとも連携を取りながら、さらに深化させていくということで理解してもよろしいでしょうか。

(地域包括ケア推進課)

はい。けっこうです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

お時間が4時ということで、次のご予定がおありの方もいらっしゃるということで、

第1回施策審議会の議事、報告事項については、皆様それぞれご意見、ご質問等おありのこと  
と思っておりますけれども、何かございましたら、先ほどのように直接、間接にまたご意見、ご質問  
等お出しただければと思います。

## 5. その他

(島崎会長)

5番目のその他ですけれども、今日、事務局からも準備されているものがありかもしれま  
せんけれども、特に柏委員から、相模原市障害者施設殺傷事件に関連して、全国精神保健福祉  
会連合会のペーパーをご提供いただきました。それから私から全国手をつなぐ育成会連合会が  
7月26日、事件当日、すぐ会長が声明文を出され、さらに障がいのある人たちが非常に不安と  
か傷ついたり、自分たちの存在をどんなふうにかえたらいいのだろうかということがあるとい  
うことで、障がいのある皆さんへということ、手をつなぐ育成会がメッセージを出しており  
ます。それに関連する朝日新聞の記事を裏に印刷させていただきました。冒頭の部長、課長か  
らのお話にもありましたように、絶対起こってはならないことだし、今後起こるべきことでは  
ない。しかし、その背景にどういうものがあつたのだろうか、どうしたら再発を防いでいくこ  
とができるのだろうかということは、この審議会でも自分事として、また、審議会の役割とし  
ても、きちんと常に念頭に置いて、こういうことが起こった背景について、どうなのだろうか。  
施策を作るにおいても、そういう意味においてこういうことを忘れずに、踏まえて考えていか  
なければならないと思うところです。

私のほうはこれをお読みいただいてということで、また熊倉会長も連合会につながるところ  
でございますので、それぞれご発言いただければと思います。柏委員、いかがでしょうか。

(柏委員)

今回の全国精神保健福祉会連合会で8月5日に出した声明から、私としては、精神障がい者  
に対する誤解や偏見がより助長されないようにということで、ひとつお願いしたいと思ってこ  
の書面を持ってまいりました。

その中で、私は医者ではないのではっきりしたことは言えないのですが、今まで精神の人た  
ちにかかわってきた中で、このような事件を起こすようなことは精神障がい者の方ではできない  
ということが最初にぴんとききましたけれども、報道によれば、精神障がい者に対する理解のな  
い方はそういう行動を起こすものだととらえられるおそれがあると思います。一番の違いは、  
精神障がい者の方は脳の働きやそういうところで自分自身の内部に幻聴とか幻覚とか妄想が出  
て、それと戦う苦しさの中でいろいろな症状が出てくるということだと思っております。今回の事  
件の方は、正常な方が一つの凝り固まった思想を実現するため、あるいは自分の生き方の中で

薬物によって同じような状況になって事件を起こすということで、私の考えるに、これは犯罪者ということだと思っております。それが措置入院ということで、同じ精神の人がやるのではないかという誤解が広がるということで、現実に精神障がい者の方で、今、体調を崩している方は、やはり生きていてはだめなのではないかという落ち込みを持っていたり、あるいは襲われるのではないかという、本当に内部から出てくる不安や症状が悪くなったりということが出てきます。なので、このことについては、ぜひ、これから地域の中で安心して暮らせるような新潟市の条例の推進のときに、この偏見や差別の中で考慮に入れていただきたいと思っております。

(熊倉委員)

全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長、私たち手をつなぐ育成会の全国のリーダーでございますけれども、まさに適切に言ってくださるべきところを言っていただいて、それがマスコミにも取り上げられ、また、ご自分の息子さんと、映像という形でもこれは放送されてきました。そこでお願いされていることがいろいろあるのですが、障がいのある方に対しては、堂々と生きていいのだという呼びかけをしまし、不安に思っている人がいたのなら周りの支援者の方に話を聞いてあげてくださいというお願いをしております。

私どもとしては、すべての人が懸命に生きていて、そして、一人一人支援があることによってヘレンケラーが生まれ、アインシュタインが生まれ、あるいはレオナルドダビンチも生まれというところで、一人一人が輝いて世の中を幸せにする、そういう役割を持っているのだろーと思っております。そういった現実には本当に共生社会なのだと。昔の人がかごに乗る人、担ぐ人、わらじを作る人と言ったように、すべての人がお互いに支え合っているというのは、何も目指さなくてもすでに世の真実の姿なのだという思いがあります。そういうところで、ごく普通に分かり合える地域の人々であり私たちでありということを感じております。

素晴らしい教本を作ってくださいまして、本当にこれもお礼申し上げたいと思ったところで。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(島崎会長)

ありがとうございます。柏委員、それから熊倉委員が今お話しくださったことを、私たちは今回、大事に受け止めて、それを基盤に福祉の施策づくり、本当に障がいのあるなしにかかわらずという、この新潟市の条例を具現化していく方向に向けて、本当に一つになって取組んでいくということをみんなで確認し合う場にできればと思っております。

今日は2時から4時の2時間という中で、たくさんの方のことを議事、報告事項として取り上げさせていただきましたけれども、委員の皆様、お持ち帰りいただいて、それぞれのお立場でお気づきのこと、日常の中でお考えのことがありましたら、どうぞそのことを直接、間接に障がい者施策審議会に対する意見という用紙がございますので、いつでも事務局に書いて、あるい

はお声を聞かせていただくという形でご提出いただけたらと思います。

## 6. 閉 会

(島崎会長)

平成 28 年度第 1 回審議会はこれで終了とさせていただきます。お忙しいところ長時間にわたる会議にご出席いただきまして、本当にありがとうございました。今年度はあと 2 回予定されておりますけれども、具体的な施策について、委員の皆様から、また、今日、なかなかご意見をいただく機会を作れなかったのですが、ご意見をいただく場にしていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

マイクを事務局にお返しいたします。

(司 会)

島崎会長、長時間にわたり議事進行いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様も発言いただきましてありがとうございました。

1 点、配付した資料で参考資料 6 を紹介させていただきますと、皆様ご存じのとおり、総合支援法の改正がございまして、その法律の概要を参考につけさせていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

また、駐車券を利用された方、受け付けで準備しておりますので、忘れずにお受け取りいただきたいと思います。

以上をもちまして、第 1 回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。